

令和2年 第1回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年1月7日(火) 16時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	欠席	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	欠席				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	泉 俊也	3	下田 正典
4	木網 誠樹	5	川崎 巖	6	土居 栄治
7	井上 憲次	8	竹本 政弘	9	欠席
10	楠本 安政	11	比企 義一	12	井上 幸理
13	河野 昭信	14	大和 千晶	15	欠席
16	欠席	17	二宮 敏行		

○出席職員

事務局長 菊地 一彦
事務局次長 西村 真徳
事務局 阿部 真士、新田 温乃

○欠席委員

農業委員 13番 萩森 敏久委員
19番 柴田 紳一郎委員
推進委員 1番 岡本 浩孝委員
9番 袋瀬 司朗委員
15番 魚崎 清則委員
16番 大久保 則正委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 3件

追加議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 2件

第4 協議・連絡事項

- ・農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- ・次期農業委員会委員等の推薦について
- ・新年会について
- ・令和2年第2回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和2年第1回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は19人中、17名で総会成立の定足数に達しております。

本日の欠席委員は、「13番、萩森 敏久委員」、「19番、柴田 紳一郎委員」の2人でございます。

なお、推進委員は、「1 番、岡本 浩孝委員」、「9 番、袋瀬 司朗委員」、「15 番、魚崎 清則委員」、「16 番、大久保 則正委員」の 4 人でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「7 番、矢野 彰委員」、「8 番、正本 勝彦委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号、番号 1 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,673 m²」、3 条使用貸借です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「後継者に農地を貸渡し、経営規模を縮小したい」。譲受人は「父の農地を借り受け、経営規模を拡大したい」であります。
譲受人の経営面積「138.9a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 「〇〇〇〇」くん、〇〇〇〇の職員です。それで、「〇〇〇〇」くんとは親子関係です。「〇〇〇〇」くん、年齢は「〇〇〇〇」で、今もう〇〇〇〇に帰っているような活動もして、しっかり地域に念を押し、て経営の方頑張っております。

就農支援資金等も関わっておりますので、このような形をとって早くに農地を移動したいんじゃないかと思っております。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 2 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 2 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「395 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢で農作業が出来ないので、農業後継者に贈与する」。譲受人は「農地を譲受け農業経営を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積「0 a」。

なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営面積 145.7a を両親とともに経営しているとの申告がありました。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する

要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん「〇〇〇〇」、おばあさんから孫への贈与ということになっております。

「〇〇〇〇」さんの息子さんである「〇〇〇〇」さんから先日に連絡がありまして、一応こういう形で贈与になったということで連絡を受けておりますし、担当の司法書士さんからもその旨許可申請書を出したということで、連絡を受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」。

番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、番号1を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「195 m²」です。

申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「現在、同居している長男の結婚が予定されており、同居するには手狭すぎるため、申請地を利用して住宅及び農業用倉庫を新築したい。なお、現在の住宅はリフォーム後

に長男夫婦が居住する予定である」です。

議案の参考資料の 1 ページ位置図をご覧ください。申請地は「〇〇〇〇」の〇〇〇〇に位置しております。また、「〇〇〇〇」からおおむね〇〇〇〇以内に位置していることから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「市街地の区域内等にある農地」に該当するため、第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図、土地利用計画図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 申請地の「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」、現在〇〇〇〇に勤務されています。亡くなったお父さんが地元で〇〇〇〇をされていて、現在は「〇〇〇〇」さんの弟さんが継いでおられます。

申請のあった農地は、現在住んでおられる住宅のすぐ横で、〇〇〇〇のグラウンドの〇〇〇〇に位置し、周囲を川と住宅に挟まれた場所にあります。かなり狭いところもあり、住宅もすぐ近くにあって、農地として活用するには厳しいのではないかという状況でした。

住宅用地への転用も問題ないかと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

等について」

番号 1 から 3 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第 1 号について説明します。

番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,139 m²」、外 1 筆、計「1,193 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。

以降については説明を省略します。

以上です。

議長

報告事項でありますので、以上で終わります。

議長

続きまして、追加議案が出ております。

議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」

番号 1 から 2 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号、番号 1 から 2 まで一括して説明します。

番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,326 m²」、外 1 筆、計「2,719 m²」、移転の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「6 年 7 カ月」。

なお、「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、番号 1 および 2 にてこの度借り受ける農地が約 59a あり、下限面積を満たすため、経営面積について問題はありません。

番号 2、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,203 m²」、移転の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「4 年 1 カ月」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 2 番 「〇〇〇〇」さんが法人化するという事で、「〇〇〇〇」という会社を立ち上げるということなんですけども、「〇〇〇〇」さん、この農業委員会でもたびたび名前は出てきて、「〇〇〇〇」という会社で共同経営みたいな形でしておったんですけど、「〇〇〇〇」がつぶれまして、その後その整理の方も今はしているわけなんですけども、今後は自分が「〇〇〇〇」を立ち上げて、新しい経営をしていきたいと、今頑張っている最中なんですけれども。

この土地に関しましては、「〇〇〇〇」くんが「〇〇〇〇」とさんと、2 番については「〇〇〇〇」とさんという方から借り受けている土地です。それを、「〇〇〇〇」と契約をして、発展をしていきたいという説明を受けております。

それで一番心配しておりましたのは、その土地がまだ「〇〇〇〇」との関係があるのではなかろうかという心配はしておったんですけども、「〇〇〇〇」とは全くこの土地は関係がありません。

また日土には「〇〇〇〇」が買い上げたりした土地もありますし、「〇〇〇〇」が賃貸契約をしている土地もあるんですけども、その土地とは関係がないので、安心してもらえたら、ということの話もしていただいておりますので、私としても「〇〇〇〇」くんはよく知っておりますし、まだ年齢も「〇〇〇〇」でまだやっていけるとおもいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

1 4 番 その「〇〇〇〇」とさんという方も同じ地区の方ですか。

1 2 番 そうです。〇〇〇〇の〇〇〇〇です。二人とも〇〇〇〇の方で、土地に関しては、最初の1 番の土地は〇〇〇〇の土地で、2 番の土地は〇〇〇〇の土地になります。

1 4 番 まああの「〇〇〇〇」とさんに関しては、「〇〇〇〇」の関係があつて、私〇〇〇〇地区なんですけど、〇〇〇〇地区、まあ〇〇〇〇地区でもいろいろところ若干問題がありました、実際。だからそのへんのところは十分に気を付けていただいてやっていってほしいなという風に思うので、その辺のところも農業委員さんとも連絡を取りながらやってい

ただいたらと思うのですが。

議 長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。
1 番「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についての案という
ことで、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、
説明いたします。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務
遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、昨年 11 月 28 日に開催されました令和元年度
全国農業委員会会長代表者集会におきまして、「農業委員会の委員等
の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織と
しての綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

八幡浜市農業委員会としましても、本日の総会におきまして、「農
業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 (案)」を採択したいと考えて
おります。

それでは、「農業委員会の法令順守の遵守の申し合わせ決議 (案)
を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表
機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度
を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に
接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保
護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、

法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 7 日 八幡浜市農業委員会
以上です。

議 長 事務局より説明のありました、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、協議いたします。
この決議案に、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 異議なしとのことでありますので、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を承認することといたします。

議 長 次の協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 17時5分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 2 年 1 月 7 日

会 長 二宮 政明

議事録署名人

矢野 彰

議事録署名人

正本 勝彦